

山口県報

令和3年
10月12日
(火曜日)

目次

○告示

令和3年度クリーニング師研修の指定(生活衛生課).....

令和3年度クリーニング所業務従事者講習の指定(生活衛生課).....

保安林予定森林(萩市)(森林整備課).....

道路の位置の指定(建築指導課).....

建築計画概要書の閲覧の場所以関する告示の廃止(建築指導課).....

建築計画概要書閲覧規程の一部改正(建築指導課).....

○公告

土地改良事業の工事の完了(農村整備課).....

県営王喜宇津井地区農地整備事業(経営体育成型)計画書の縦覧(農村整備課).....

地域森林計画の案の縦覧(森林企画課).....

地域森林計画の変更の案の縦覧(三件)(森林企画課).....

山口県告示第二百九十八号

クリーニング業法(昭和二十五年法律第二百七号)第八条の二第一項の規定により、次の研修を令和3年度におけるクリーニング師の研修として指定した。

令和3年10月12日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 研修の主催者
- 名称 公益財団法人全国生活衛生営業指導センター

- 住所 東京都港区新橋六丁目八番二号
- 二 研修の種類
- 第二型研修
- 三 研修の受講料
- 五千円

山口県告示第二百九十九号

クリーニング業法(昭和二十五年法律第二百七号)第八条の三の規定により、次の講習を令和3年度におけるクリーニング所の業務従事者に対する講習として指定した。

令和3年10月12日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 講習の主催者
- 名称 公益財団法人全国生活衛生営業指導センター
- 住所 東京都港区新橋六丁目八番二号
- 二 講習の種類
- 第二型講習
- 三 講習の受講料
- 四千五百円

山口県告示第三百号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条の二第一項の規定により、保安林を次のように指定する予定である。

令和3年10月12日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 保安林予定森林の所在場所
- 萩市川上字崩一三一〇、字一ノ瀬一三一五から一三一七まで、一〇三八二の一、一〇三八三、一〇三八四、字崩シ二〇二四、二〇二五、二〇三〇、一四二八六、字くずし一〇六八七、一〇六九〇、一〇六九二の二
- 二 指定の目的
- 土砂の流出の防備

三 指定施業要件

- (一) 立木の伐採の方法
 - 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、萩市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び萩市農林水産部林政課に備え置いて縦覧に供する。)

山口県告示第三百一号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定した。

その関係図面は、柳井土木建築事務所に備え付けて縦覧に供する。

令和三年十月十二日

山口県知事 村岡 嗣 政

地名及び番地	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	指定年月日
熊毛郡田布施町大字波野字柳井屋三六〇の二一及び大字下田布施字下国信六九六の四	五・〇 六・一	五五・〇	令和三、 九、二八

山口県告示第三百二号

建築計画概要書等の閲覧の場所に関する告示（平成十一年山口県告示第五百八号）は、廃止する。

令和三年十月十二日

山口県知事 村岡 嗣 政

山口県告示第三百三号

建築計画概要書等閲覧規程（昭和四十六年山口県告示第百五十六号）の一部を次のように改正する。

令和三年十月十二日

山口県知事 村岡 嗣 政

「第十一条の四第三項」を「第十一条の三第三項」に改め、「閲覧の場所における」を削る。

第一条中「第十一条の四第一項」を「第十一条の三第一項」に改め、「閲覧の場所（以下「閲覧所」という。）における概要書の」を削る。

第七条中「一」を「いずれかに」に改め、同条を第八条とし、第二条から第六条までを一条ずつ繰り下げ、第一条の次に次の一条を加える。

（閲覧の場所）

第二条 概要書の閲覧の場所（以下「閲覧所」という。）は、概要書に係る建築物等の工事施工地又は所在地を所管する土木事務所とする。

附則

この規程は、令和三年十月十二日から施行する。



(三二七) 土地改良事業の工事の完了

次のとおり県営土地改良事業の工事が完了しました。

令和三年十月十二日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 事業の名称

県営歌野川地区農村地域防災減災事業

二 工事完了の時期

平成三十年一月三十日

(三二八) 県営王喜宇津井地区農地整備事業（経営体育成型）計画書の縦覧

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により、県営

王喜宇津井地区農地整備事業（経営体育成型）を行うための土地改良事業計画を定めたので、同条第五項の規定により、次のとおり縦覧に供します。

令和三年十月十二日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 縦覧に供する書類

二 縦覧の期間 県営王喜宇津井地区農地整備事業（経営体育成型）計画書の写し

令和三年十月十三日から同年十一月一日まで

三 縦覧の場所

山口県農林水産部農村整備課

(二一九) 地域森林計画の案の縦覧

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第五条第一項の規定により、岩徳森林計画区に係る民有林について、令和四年四月一日から令和十四年三月三十一日までの期間における地域森林計画をたてたいので、同法第六条第一項の規定により、当該地域森林計画の案を次のとおり縦覧に供します。

令和三年十月十二日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 縦覧の場所

山口県農林水産部森林企画課、山口県岩国農林水産事務所、山口県柳井農林水産事務所及び山口県周南農林水産事務所

二 縦覧の期間

令和三年十月十二日から同年十一月十一日まで

(二二〇) 地域森林計画の変更の案の縦覧

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第五条第五項の規定により、山口森林計画区に係る民有林について、地域森林計画を変更したいので、同法第六条第一項の規定により、当該変更に係る地域森林計画の案を次のとおり縦覧に供します。

令和三年十月十二日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 縦覧の場所

山口県農林水産部森林企画課、山口県山口農林水産事務所及び山口県美祢農林水産事務所

二 縦覧の期間

令和三年十月十二日から同年十一月十一日まで

(二二一) 地域森林計画の変更の案の縦覧

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第五条第五項の規定により、豊田森林計画区に係る民有林について、地域森林計画を変更したいので、同法第六条第一項の規定により、当該変更に係る地域森林計画の案を次のとおり縦覧に供します。

令和三年十月十二日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 縦覧の場所

山口県農林水産部森林企画課、山口県下関農林事務所、山口県長門農林水産事務所

二 縦覧の期間

令和三年十月十二日から同年十一月十一日まで

(二二二) 地域森林計画の変更の案の縦覧

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第五条第五項の規定により、萩森林計画区に係る民有林について、地域森林計画を変更したいので、同法第六条第一項の規定により、当該変更に係る地域森林計画の案を次のとおり縦覧に供します。

令和三年十月十二日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 縦覧の場所

山口県農林水産部森林企画課、山口県萩農林水産事務所

二 縦覧の期間

令和三年十月十二日から同年十一月十一日まで

令和三年十月十二日
印刷

発行人
所

山口県
知事
庁